

HPVウイルス感染症に係る任意接種償還払いについて

積極的勧奨（案内文と一緒に予診票も送付）の差し控えにより予防接種の機会を逃した、平成9年4月2日から平成17年4月1日までの間に生まれた方が、定期接種の対象年齢を過ぎて、HPVウイルス感染症に係る任意接種を自費で受けたものについて、村が費用を払い戻しします。

対象者について

キャッチアップ接種対象者のうち、定期接種を受けてなく、定期接種の対象年齢を過ぎて、HPVワクチンの接種を令和4年3月31日までに自費で受けた方。

令和4年4月1日以降に自費で受けた方も対象となる場合がありますので、一度、下記担当までお問合せください。

申請手続きについて

- ・申請は、申請時に被接種者の現住所がある市町村に申請できます。
- ・申請に必要な書類は、

①接種記録が確認できる書類

母子健康手帳や予診票の写し。必要項目を満たしていれば医療機関が発行する証明書も受付可（証明書様式は村にあります。）

②接種費用の支払いを証明する書類

領収証等。領収証等がない場合は下記担当まで相談ください。

申請期限について

令和7年3月31日まで

償還額について

償還額は、HPVワクチンの実費接種分（最大3回接種分）に相当する額で、接種を行った医療機関に対し支払った接種費用と、申請時に村と委託医療機関との間で締結している契約に基づく申請年度の予防接種費用のうち、いずれか少ない方の額となります。※領収証の有無に関わらず支給できるように上限額を設定しております。

※定期予防接種法に基づくHPVワクチンは、2価・4価ワクチンです。村と医療機関との間で締結している契約のワクチンも同じであり、実費で接種された9価ワクチンの接種費用は対象外となりますのでご了承ください。

その他

償還払いの対象となると思われる方は、下記担当までご連絡ください。

【担当】

関川村役場 健康福祉課 健康推進班

渡辺一洋（事務）、松田千恵（保健師）TEL ; 0254-64-1472